

第1章 自然と人が共生する豊かな環境づくり

美しく豊かな自然環境や優れた景観は長野県の誇りであり、未来へ継承するべきかけがえのない資産です。

このため、地球規模の視野に立った地球温暖化対策を進めるとともに、本県の豊かな自然環境の保全、水環境・大気環境の保全、森林整備、景観の保全・育成などを推進していきます。

また、環境負荷の少ない資源循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理を進めます。

主要施策 のページの見方

<p>主要施策 1-01</p> <p>参加と連携で取り組む地球温暖化対策の推進</p> <p>施策のねらい この施策でめざす目標や施策の意図について表しています。</p> <p>現状と課題 この施策に関して踏まえるべき現状や解決すべき課題について記載しています。</p> <p>施策の展開 主要施策の目標を実現するために、今後進めていく施策の展開方向と主な取組について記載しています。 (「主な取組」については、「第6章 主要施策の主な取組」で整理しています。)</p>	<p>達成目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標種別</th> <th>指標名</th> <th>5年前</th> <th>現状</th> <th>目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この施策の達成度をできるだけわかりやすく示す指標や目標値を示しています。</p> <p>※指標種別欄は、次のとおり表示しました。 県民：県民指標 県活動：県活動指標 (指標の区分については25ページの説明をご覧ください。)</p> <p>※目標の時期は、原則として平成24年度としていますが、各分野の個別計画の改定・見直しの時期、数値の公表時期等の理由から、平成24年度となっていないものがあります。</p> <p>【用語解説】 この施策のページ中に記載されている*印のついた用語の解説です。</p>	指標種別	指標名	5年前	現状	目標	備考						
指標種別	指標名	5年前	現状	目標	備考								

※計画書記載の県組織・機関、団体等の名称は、平成19年12月現在のものです。

参加と連携で取り組む地球温暖化対策の推進

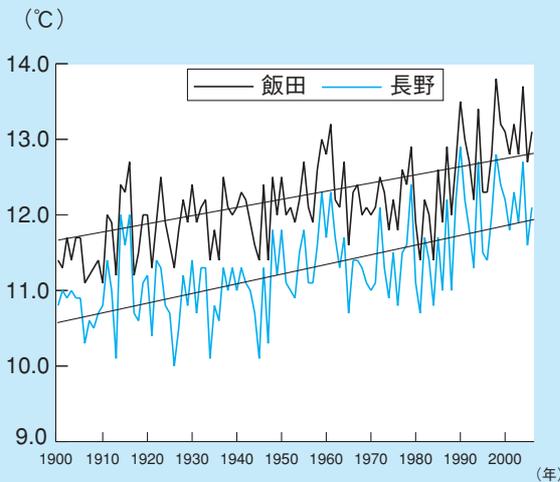
施策のねらい

地球温暖化を防止するため、啓発や県民運動の推進、エネルギーの効率的利用の推進など、県民、事業者、行政が連携して温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

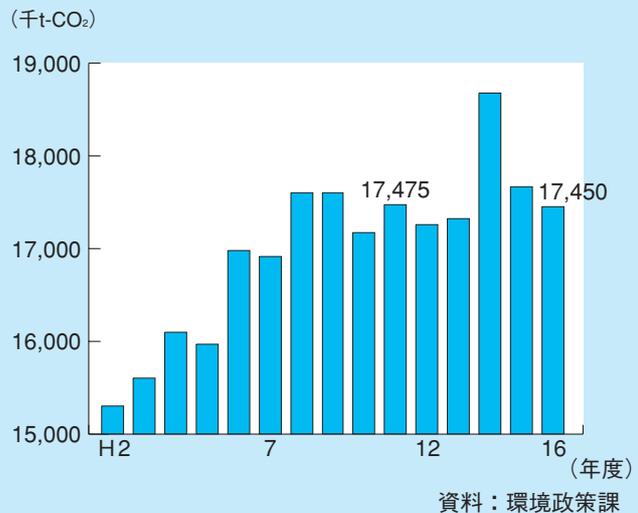
現状と課題

- 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス*の増加による地球温暖化の問題は、すべての生物の生存基盤に影響を与えかねない喫緊の課題となっています。
- 我が国では、温室効果ガスの総排出量を平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）の間に平成2年度（1990年度）に比べて6%削減することを目標にしていますが、平成16年度（2004年度）時点では、7.6%の伸びとなっています。また、県内の温室効果ガス総排出量は平成16年度現在、平成2年度に比べ14.0%増加しており、全国よりも高い伸びとなっています。
- 長野県地球温暖化対策条例に基づく地球温暖化防止のための取組を着実に推進し、温室効果ガス排出量の削減に向けて、県民、事業者、行政が連携して取り組む必要があります。

年平均気温の推移（長野市・飯田市）



長野県の温室効果ガス総排出量の推移



施策の展開

家庭における温暖化対策の推進 (p.148)

近年、温室効果ガス排出量の増加が著しい家庭部門からの排出削減に向けて、地球温暖化に関する知識や温室効果ガス排出量削減のための取組についての啓発を推進し、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進します。

- 温暖化防止の啓発・県民運動の推進
- エネルギーの効率的利用の推進

自動車からの排出削減対策の推進 (p.148)

公共交通機関の利用によるマイカー利用の縮減や、エコドライブ*の推進、低公害車の導入促進などにより、自動車からの温室効果ガスの排出を削減します。

- 交通対策の推進
- エコドライブの推進

■環境負荷の少ない産業の構築 (☞ p.148)

ISO14001*やエコアクション21*などの環境マネジメントシステムの普及促進や中小企業の温暖化対策の支援を行い、環境負荷の少ない産業の構築を推進します。

●企業の温暖化対策の推進

■県による温暖化対策の率先実行 (☞ p.149)

県の業務における再生可能エネルギー*の利用や省資源・省エネルギーの取組を実行します。

●再生可能エネルギーの利用 ●エネルギー消費量の削減

■森林整備による二酸化炭素吸収源対策の推進 (☞ p.149)

計画的な間伐などを実施し、二酸化炭素の吸収源としての健全な森林を育成するとともに、適切な森林整備につながる木材の有効利用を促進します。

●森林整備の推進 ●信州の木利用促進

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県民	県内の温室効果ガス総排出量	17,475 千t-CO ₂ (H11年度)	17,450 千t-CO ₂ (H16年度)	14,383 千t-CO ₂	県内の温室効果ガス排出量－ 県内の森林吸収量 [H2(1990)年度比△6%を目標に設定]
県民	環境マネジメントシステムの認証登録件数	131件	542件 (H18年度)	750件	県内事業所の「ISO14001」・「エコアクション21」の認証・登録件数の合計 [これまでの登録件数の動向をもとに設定]
県活動	県の業務における温室効果ガス排出量	—	88,373 t-CO ₂ (H16年度)	79,536 t-CO ₂ (H22年度)	[H16年度比△10%以上を目標に設定] ※H23年度以降の目標値は、次期地球温暖化防止「長野県職員率先実行計画」の策定に合わせて検討予定
県民	新築住宅の次世代省エネ基準達成率	—	20% (H18年度)	50%	新築住宅に占める次世代省エネ基準達成住宅(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく国の基準による。)の割合 [国の住生活基本計画を参考に設定]

【用語解説】

- *温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など、大気中において地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称のこと。
- *エコドライブ：急発進・急加速や不要なアイドリングを行わないなど、環境負荷の軽減に配慮して自動車を使用すること。
- *ISO14001：国際標準化機構（ISO）が発行した、環境マネジメントシステム（組織（事業）活動に伴う環境への影響を継続的に改善していく仕組み）に関する国際規格のこと。
- *エコアクション21：環境省が策定した中小企業・学校・公共機関向けの環境マネジメントシステムのこと。
- *再生可能エネルギー：太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど、通常、エネルギー源枯渇の心配がないエネルギーのこと。

未来へつなぐ森林づくり

第5編

施策の展開

第1章

自然と人が共生する豊かな環境づくり

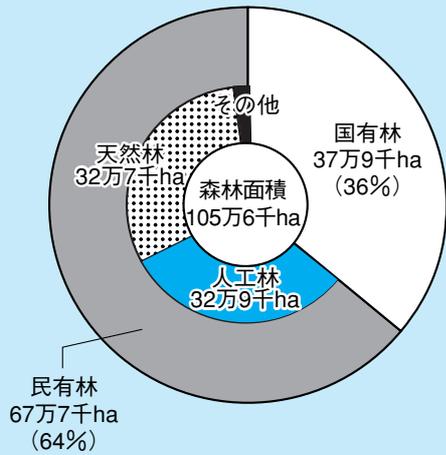
施策のねらい

社会全体の共通の財産である森林を健全な姿で未来へ引き継ぐため、間伐等の森林整備を適切に行うなど、多面的機能を持続的に発揮する森林づくりを進めます。

現状と課題

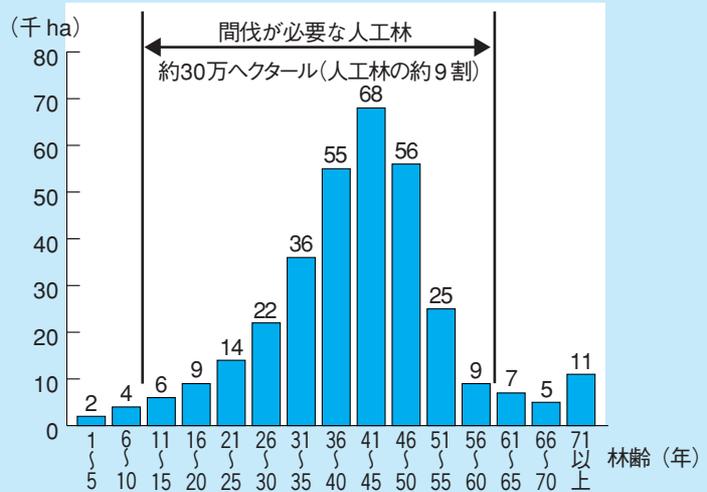
- 健全な森林を次の世代に引き継ぐことをめざし、「長野県ふるさとの森林づくり条例」を平成16年度（2004年度）に制定しました。
- 人工林の多くが育成途上にあることから、県土の保全、水源のかん養*など森林の多面的機能を十分発揮させるために、間伐*を着実に進めていく必要があります。
- 森林所有者の林業経営意欲の低下や不在村所有森林*の増加などにより森林整備が十分行われず、森林の荒廃が懸念されています。行政をはじめ、ボランティアやNPO、企業など多様な主体による森林づくりへの参加が期待されています。
- 松くい虫による被害地域は年々拡大していることから、県土の保全や景観の維持などに重要な役割を担っているアカマツ林の保全に取り組む必要があります。

長野県の森林面積



資料：森林政策課

私有林人工林 (32万9千ha) の林齢別面積



資料：森林政策課

施策の展開

多面的機能を発揮する森林づくり (☞ p.149)

森林所有者や市町村等と連携するとともに、県民に理解と協力を求めながら、喫緊の課題である間伐を計画的に実施し、多面的機能を持続的に発揮する健全な森林づくりを推進します。

- 計画的な間伐の推進
- 健全な森林づくりの推進
- 松くい虫など森林病虫害被害対策の推進

森林と人とが関わる仕組みづくり (☞ p.150)

地域住民やボランティア、社会貢献活動を行う企業、市町村など多様な主体と連携して森林づく

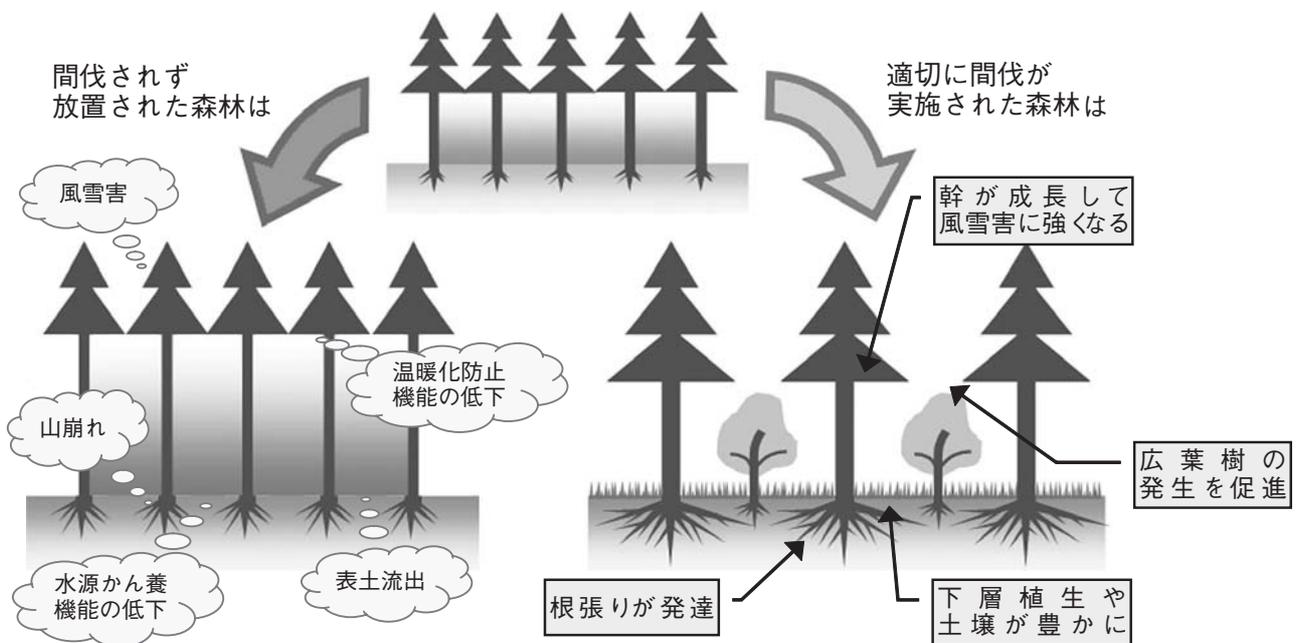
りを進めます。また、体験活動を通じた環境学習の場として森林を活用し、森林に対する県民の理解を深めるよう努めます。

●多様な主体による森林づくり ●森林環境教育の推進

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県活動	間伐面積	53,654ha (H10～14年度累計)	80,336ha (H15～19年度累計)	113,400ha (H20～24年度累計)	信州の森林（もり）づくりアクションプランによる。
県民	森林（もり）の里親* 受入れ市町村数	—	22市町村 (H19年度)	40市町村	森林（もり）の里親（企業等からの協力）を受け入れて森林整備を進める市町村数

間伐の効果



- 間伐を行わないと、下枝が枯れ上がり、モヤシ状の木になり、風雪害を受けやすくなります。暗い林内では地表がむき出しとなり、表土が流出してしまいます。
- 間伐を行うことによって、幹が太く、根張りがしっかりとした、災害に強い健全な木・森林となります。林内に光が入り下層植生が生えて土壌が豊かになるとともに、地球温暖化防止に貢献します。

【用語解説】

- * 水源のかん養：森林や水田の働きにより、湧水や洪水を緩和して安定的に水が供給されること。
- * 間伐：育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業のこと。
- * 不在村所有森林：森林所在地以外の市町村に在住する森林所有者が所有している森林
- * 森林（もり）の里親：森林の整備と活用に意欲を有する地域との契約により、森林整備や地域住民との交流を行う環境保全活動に熱心な企業などのこと。

良好な水・大気環境の保全

第5編

施策の展開

第1章

自然と人が共生する豊かな環境づくり

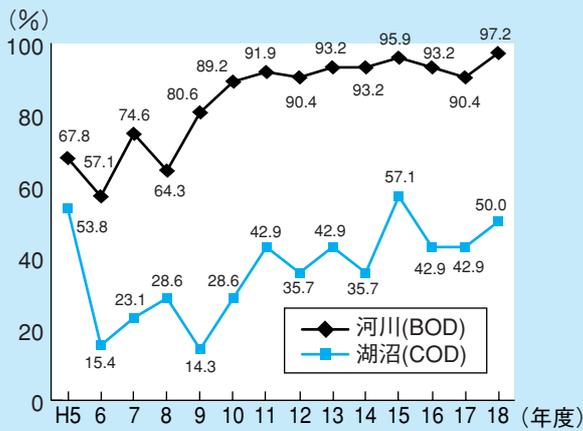
施策のねらい

良好な環境を維持・増進するため、水環境の保全、生活排水対策の推進、大気環境等の保全、有害化学物質への対応を図ります。

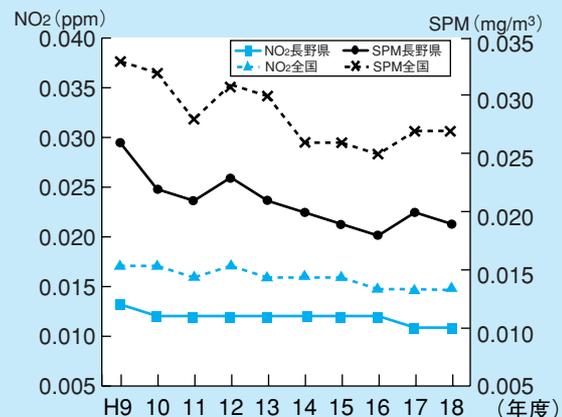
現状と課題

- 河川の水質は環境基準達成率が90%を超えるなど改善傾向が見られますが、湖沼は50%と横ばいの状況にあり、非特定汚染源の対策なども含め、豊かで清らかな水の確保に向けた施策を総合的に進める必要があります。また、美しい水辺など豊かな水環境を有する本県において育まれてきた水文化を次代に継承し、発展させていくことが求められています。
- 県内の污水处理人口普及率（下水道等普及率）は、平成18年度（2006年度）末で91.5%となっており、順調に下水道等の整備が進められています。今後、残された地域の整備を進めるとともに、計画的な改築・更新に努める必要があります。
- 大気環境はおおむね良好な状況にありますが、自動車保有台数の増加や大陸方面からの越境汚染、アスベスト*使用建築物の解体等の増加などの汚染要因が懸念されており、常時監視などの対策を適切に進める必要があります。また、ダイオキシン類*など有害化学物質による環境汚染が生じないように、発生源への監視・指導に努める必要があります。

河川・湖沼の環境基準達成率の推移



大気中の二酸化窒素(NO₂)・浮遊粒子状物質(SPM)の推移



施策の展開

水環境の保全 (☞ p.150)

水質保全の取組を推進するとともに、多様な生物を育む豊かな水環境の確保に努めます。また、水道水源保全地区の指定などを通じて、安全・安心な水道水の供給を図ります。

- 健全な水循環の確保と水辺環境の保全
- 水質の保全
- 安心できる水の確保

生活排水対策の推進 (☞ p.151)

快適な生活環境と良好な水環境の保全のため、下水道等の普及促進、流域下水道の整備や適正な維持管理を図るとともに、できるだけエネルギーを使わない下水処理場の構築などにより、環境に配慮した生活排水対策を推進します。

- 下水道等の普及促進
- 適正な生活排水施設の維持管理

●環境に配慮した下水道事業の推進

■大気環境等の保全 (☞ p.151)

大気の常時監視や、事業場など大気汚染物質発生源に対する適切な指導等により、良好な大気環境の保全を図ります。

また、アスベストの環境調査を実施するとともに、適正処理を推進するため、アスベスト排出作業について、立入検査による監視指導を行います。

●大気常時監視 ●アスベスト環境対策

■有害化学物質への対応 (☞ p.151)

ダイオキシン類の発生源に対する監視・指導や、有害化学物質の汚染状況の調査などを行い、安全な生活環境の維持を図るとともに、的確な情報の開示を行います。

●ダイオキシン類対策

達成目標

指標種別	指標名		5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県民	水質の環境基準達成率	河川	91.6% (H10～14年度平均)	94.2% (H15～18年度平均)	97.2%	主要河川71地点の環境基準(BOD*)達成地点数の割合(基準達成地点数/水質常時監視地点数)
県民		湖沼	37.2% (H10～14年度平均)	48.2% (H15～18年度平均)	57.1%	主要湖沼14湖沼の環境基準(COD*)達成湖沼数の割合(基準達成湖沼数/水質常時監視湖沼数)
県民	汚水処理人口普及率		81.3%	91.5% (H18年度)	97.2%	下水道等の普及状況(公共下水道、農業集落排水使用可能区域内人口+浄化槽、コミュニティ・プラント利用人口)/行政区域内人口[エリアマップ2005をもとに設定]
県民	大気環境基準達成率		98.4%	100% (H18年度)	100%	光化学オキシダント*を除く大気環境基準の達成状況 光化学オキシダントについては、日最高値の年平均値が環境基準以下であることを目標とする。

【用語解説】

- *アスベスト：天然にできた鉱物繊維で、熱や摩耗に強く、丈夫で変化しにくい特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、この繊維は、毛髪の5,000分の1と細いため飛散しやすく、吸い込んだ場合には、肺ガンや中皮腫になる可能性があることから、使用が禁止されている。
- *ダイオキシン類：物の燃焼等の過程で非意図的に生成される炭素、水素、酸素、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって二百数十種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、水にはほとんど溶けないが、脂肪などには溶けやすい性質を有する。
- *BOD(Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量)：河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が、一定期間、一定温度のもとで微生物によって酸化、分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
- *COD(Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量)：湖沼などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するとき消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
- *光化学オキシダント：工場や自動車などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称で、人や植物に有害である。近年、大陸方面からの越境汚染により高濃度になる傾向にある。

豊かな自然環境の保全

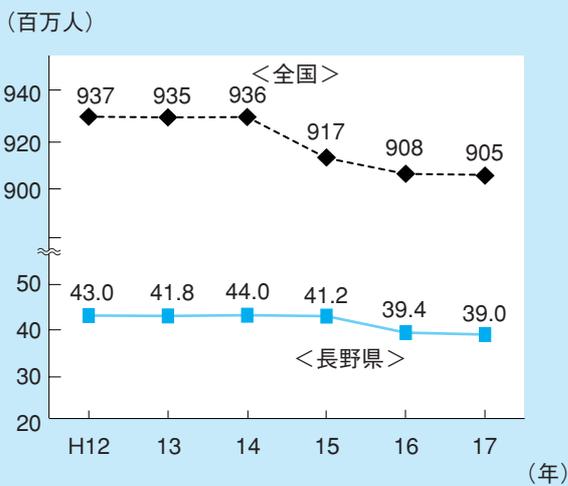
施策のねらい

山岳、溪谷、湿原など変化に富んだ美しい自然環境や豊かな生態系を、本県の貴重な財産として将来に適切に引き継いでいくため、生物の多様性の確保、地域特性に応じた環境の保全、自然とのふれあいの機会の確保を図ります。

現状と課題

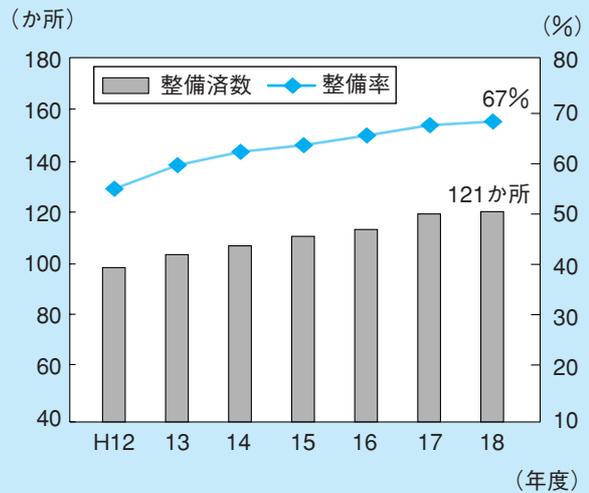
- 県内には、国立公園4地域、国定公園3地域、県立自然公園6地域が指定されており、その面積は県全体の面積の約21%を占めています。こうした自然公園*には、豊かな自然とのふれあいを求めて多くの観光客が訪れています。
- 全国的にも有数の変化に富んだ野生動植物の生態系を保全するため、希少野生動植物*の生息・生育環境の保全や野生鳥獣の適正な保護管理に努める必要があります。
- 県内には管理者の不明確な登山道が多く存在しており、安全で快適な公園利用や高山植物の踏み荒らし防止を図るために、登山道の適切な維持・補修を行う仕組みづくりが必要な状況となっています。
- 山岳環境の保全と下流域の水環境の保全を図るため、山岳地帯におけるし尿処理方法の改善が求められています。

自然公園利用者数の推移



資料：自然保護課

山小屋のトイレ改善状況



資料：自然保護課

施策の展開

■多様な自然環境の保全 (☞ p.152)

絶滅の恐れのある希少野生動植物を中心とした保護回復への取組を行うとともに、県自然環境保全地域*等について、地域特性に応じた自然環境の保全を図ります。

- 生物多様性の確保
- 地域特性に応じた保全

■自然との豊かなふれあいの確保 (☞ p.152)

自然に親しみ、保全する意識を啓発するとともに、地域で活動できる人材を育成します。また、

自然公園等における歩道など、自然とふれあう施設等の整備を推進するとともに、山小屋におけるし尿処理方法の改善を図ります。

●自然とのふれあい ●施設の整備

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県活動	希少野生動植物保護回復事業による計画策定数	—	2種 (H18年度末)	10種	長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物保護回復事業による計画策定数

長野県の自然公園



イヌワシ成鳥雄



タデスマイレ



オオルリシジミ



ヤシャイノデ

【用語解説】

- * 自然公園：国立公園、国定公園、県立自然公園のこと。県内には国立公園が、中部山岳、上信越高原、秩父多摩甲斐、南アルプスの4地域、国定公園が、八ヶ岳中信高原、天竜奥三河、妙義荒船佐久高原の3地域、県立自然公園が、中央アルプス、御岳、三峰川水系、塩嶺王城、聖山高原、天竜小洪水系の6地域、合計13地域ある。
- * 希少野生動植物：県内に生息し又は生育する野生動植物であって、その種の存続に支障を来すなどの状況にあるもの
- * 県自然環境保全地域：高山性植生や優れた天然林などで、その区域の周辺の自然的社会的諸条件から見てその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域として、長野県自然環境保全条例に基づき指定されている地域

資源循環型社会の形成

第5編

施策の展開

第1章

自然と人が共生する豊かな環境づくり

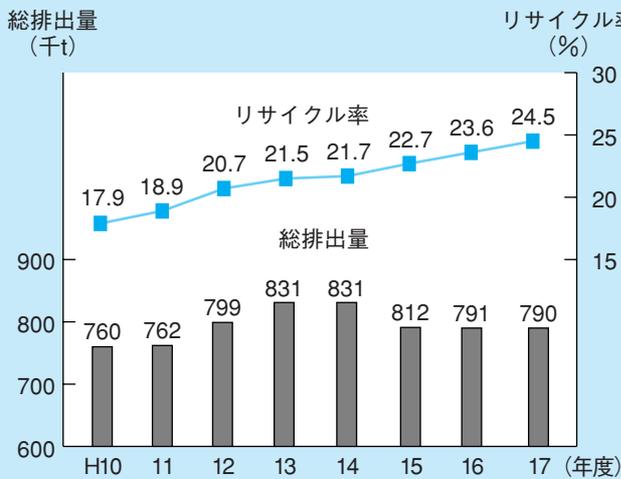
施策のねらい

環境への負荷の少ない持続可能な資源循環型社会の形成をめざすため、県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正な処理に取り組めます。

現状と課題

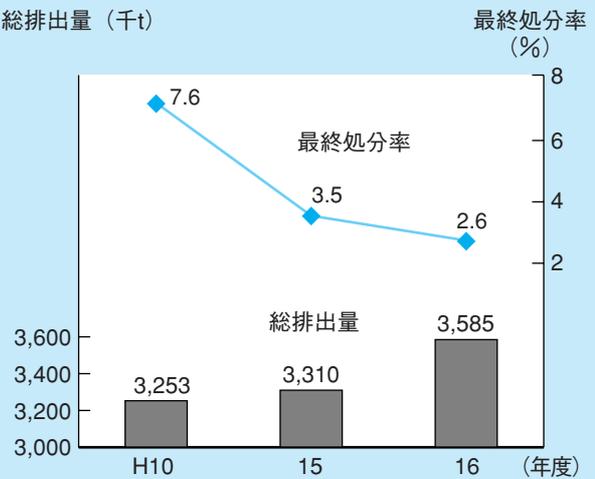
- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、生活環境の汚染、膨大な量の廃棄物の発生と質の多様化、資源の浪費等の問題を生じさせています。環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、限りある資源の循環的な利用を図る必要があります。
- 一般廃棄物の排出量は、平成14年度（2002年度）をピークに減少しています。また、産業廃棄物の排出量は増加傾向にあるものの、減量化や再生利用が進んだため、最終処分量は減少傾向にあります。今後とも、廃棄物の発生抑制や資源化に向けた取組を一層推進する必要があります。
- 悪質化、巧妙化、広域化する廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止するため、監視・指導を強化する必要があります。

一般廃棄物の総排出量とリサイクル率の推移



資料：廃棄物対策課

産業廃棄物の総排出量と最終処分率の推移



資料：廃棄物対策課

施策の展開

廃棄物の発生抑制・資源化の推進 (☞ p.153)

県民や事業者の廃棄物の減量やリサイクルへの意識を高め、地域の人材育成のための啓発を推進するとともに、市町村や他県とも連携した取組を展開します。

また、「信州リサイクル製品^{*}」の認定制度等を通じてリサイクル製品の利用を図るなど、資源の循環的な利用を推進します。

●発生抑制・資源化の推進

廃棄物の適正処理の推進 (☞ p.153)

排出事業者や処理業者に対する啓発や監視・指導を強化するとともに、不適正処理を行った処理

業者等に対する厳正・厳格な対応を徹底し、廃棄物の適正処理の推進を図ります。

- 適正処理の推進
- 監視・指導体制の強化

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県民	一般廃棄物総排出量	831,450t	790,265t (H17年度)	696,000t (H22年度)	市町村処理量+自家処理量 [H9年度比△6%を目標に設定] ※ H23年度以降の目標値は、次期長野県廃棄物処理計画の策定に合わせて検討予定
県民	産業廃棄物総排出量	3,253千t (H10年度)	3,585千t (H16年度)	3,611千t 以内 (H22年度)	産業廃棄物実態調査(農業系廃棄物、砂利洗浄汚泥を除く) [H10年度比+11%を目標に設定] ※ H23年度以降の目標値は、次期長野県廃棄物処理計画の策定に合わせて検討予定
県民	一般廃棄物リサイクル率	21.7%	24.5% (H17年度)	30% (H22年度)	(資源化量+集団回収量)/(市町村処理量+集団回収量) [過去のリサイクル率の動向をもとに設定] ※ H23年度以降の目標値は、次期長野県廃棄物処理計画の策定に合わせて検討予定
県民	産業廃棄物最終処分率	7.6% (H10年度)	2.6% (H16年度)	2.0% (H22年度)	産業廃棄物実態調査の総排出量における最終処分量の割合 [過去の最終処分率の動向をもとに設定] ※ H23年度以降の目標値は、次期長野県廃棄物処理計画の策定に合わせて検討予定



ながのけんりさいくるキャラクター
クルルン



リサイクル活動



認定マーク

【用語解説】

* 「信州リサイクル製品」認定制度：県内で発生した循環資源を利用して県内で製造された、一定基準を満たすリサイクル製品を、県が「信州リサイクル製品」として認定する制度

環境保全活動の推進

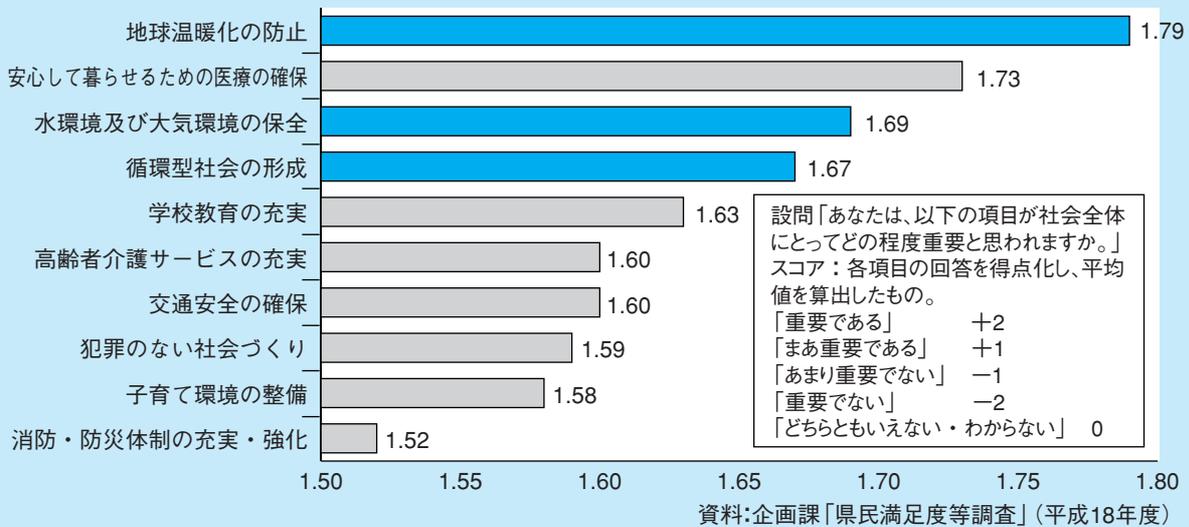
施策のねらい

顕在化している様々な環境問題に対応するため、幅広い県民の参加を得ながら、県民、事業者、行政が一体となり環境保全活動や環境学習などに取り組みます。

現状と課題

- 今日の環境問題は、日常の生活や事業活動に関わる身近な問題から地球規模の問題まで多岐にわたっています。
- 県民の環境に対する関心は非常に高まっており、環境に配慮した取組を行う企業や環境に関する事業を行うNPOの数も増加しています。
- 本県の優れた環境を適切に保全するためには、規制的な取組だけでなく、県民やNPO、企業などの自主的な参加を得て、環境保全活動を幅広く推進することが大切です。このためには、環境に関する教育や啓発により、環境に対する責任と役割を一人ひとりが理解することが必要です。

各施策分野に対する重要度（上位10項目）



施策の展開

県民参加による環境保全 (☞ p.153)

県民、事業者、行政の連携のもと、環境保全に向けた実践活動や、環境教育・環境学習を推進します。

- 県民、事業者、行政による連携と実践
- 環境教育・環境学習の充実

総合的な施策の推進 (☞ p.154)

環境保全研究所における調査研究・学習交流・情報提供の推進、環境影響評価制度*の適切な運用などにより、環境施策の総合的な推進を図ります。

- 環境に関する調査研究等の推進
- 環境影響評価の推進

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県民	こどもエコクラブ* 登録数	81 クラブ	109 クラブ (H18年度)	120 クラブ	年度末までに環境省に登録を行ったこどもエコクラブの数 [10%増加を目標に設定]
県活動	環境保全研究所の 自然ふれあい講座等 受講者数	191 人	372 人 (H18年度)	400 人	環境保全研究所が開催する自然ふれあい講座や公開セミナーなどの受講者数



環境保全に関するポスター・標語コンクール入賞作品
(信州豊かな環境づくり県民会議)



自然ふれあい講座



夏休み親子環境講座

【用語解説】

- *環境影響評価制度：大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度
- *こどもエコクラブ：子どもたちが地域において主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識の形成を支援するために、環境省が参加を呼びかけている環境活動クラブ

美しく魅力的な景観づくり

施策のねらい

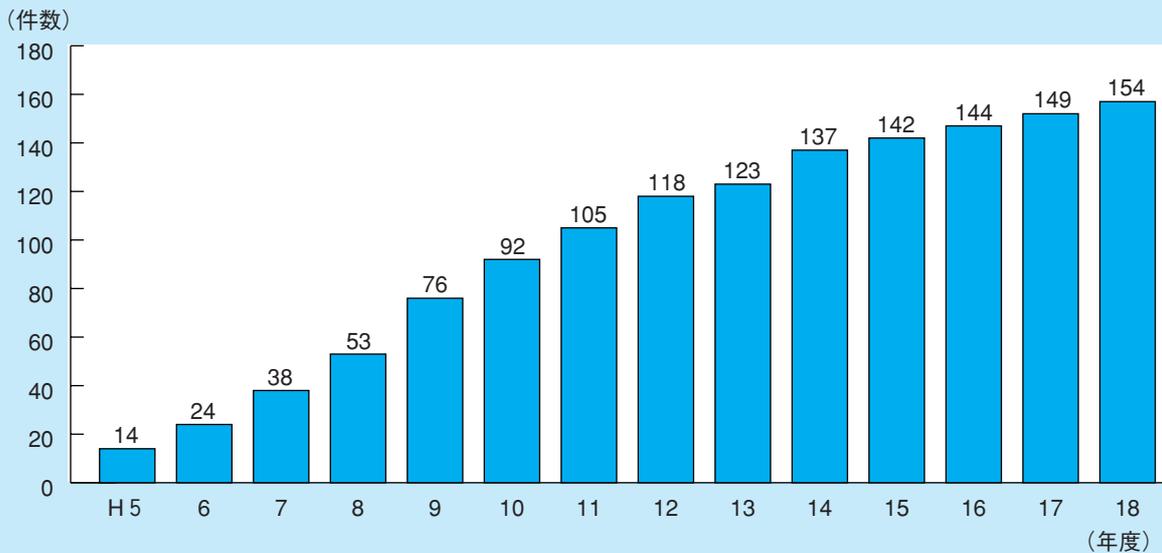
県民共有のかけがえのない財産である本県の景観を長く後世に伝えるため、様々な主体が協働し、景観の保全や地域特性を生かした景観の創出につなげる取組を推進します。

現状と課題

- 地域の気候や風土と歴史・文化とが調和しながら形成されてきた本県の景観は、県民共有のかけがえのない財産であり、長く後世に伝える必要があります。
- 本県では、平成4年（1992年）に景観条例（※）を制定するなど、景観行政を積極的に推進してきました。さらに、平成17年（2005年）の景観法の施行を踏まえて、翌年の平成18年（2006年）には景観条例の改正と景観計画の策定を行いました。
- 住民に身近な市町村の多くが景観行政団体*に移行することにより、地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな景観行政を推進できる担い手を増やすことが期待されています。
- 地域の景観の保全・育成に向けては、地元市町村や住民などによる主体的な取組が望まれることから、地域景観協議会*等を通じ、住民の景観意識の高揚を図るなど、側面的な支援を継続する必要があります。
- 良好な景観の育成のためには、人々の生活や経済活動などとの調和を図る必要があります。

（※）景観育成に関する条例

景観育成住民協定認定数の状況



資料：建築管理課

施策の展開

次代につなぐ景観育成の推進（☞ p.154）

地域に根ざした美しい景観の保全・育成に向けた、行政、事業者、住民による主体的な課題への取組と、それぞれの連携と協働による活動を促進します。

地域の歴史や風土を生かした田園風景や美しい都市空間など、魅力ある景観づくりを推進します。

- 良好な景観への誘導
- 地域が主体となった景観の育成
- 個性豊かな景観の育成

緑豊かな景観・環境づくり (☞ p.155)

県民参加による様々な緑化活動を促進し、緑豊かな環境整備を進める中で、住民が緑を体感できる空間の創出を推進します。

●緑豊かな景観・環境づくり

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県民	住民の合意形成によるまちづくり地区*数	42地区	50地区 (H18年度末)	75地区	住民自らが建築協定等の一定の制限を設けた地区数 長野県住生活基本計画による。
県民	景観行政団体市町村数	—	3市町村 (H18年度末)	15市町村	景観行政を自ら担う市町村数 [市町村の意向調査結果をもとに設定]
県民	景観育成住民協定* 認定数	137件	154件 (H18年度末)	170件	長野県景観条例に基づく認定件数



景観育成重点地域



景観育成住民協定によるまちづくり

【用語解説】

- * 景観行政団体：地域における景観行政を担う主体として景観法で規定される市町村（政令指定都市、中核市、知事と協議しその同意を得た市町村）及び都道府県。平成18年度末現在、本県では長野市、松本市、小布施町が該当する。
- * 地域景観協議会：地方事務所ごとに設置され、地域の景観に関する課題などを行政や各種団体などの関係者が自主的に協議し、良好な景観の育成に取り組むための組織
- * 住民の合意形成によるまちづくり地区：住民自らが地域の特性などに応じて一定の制限を設けた地区のこと。建築基準法に基づく建築協定地区など
- * 景観育成住民協定：住民が地域の景観を守り育てるために、住民間で一定のルールを定め締結し、知事が認定した協定

農山村における多面的機能の維持

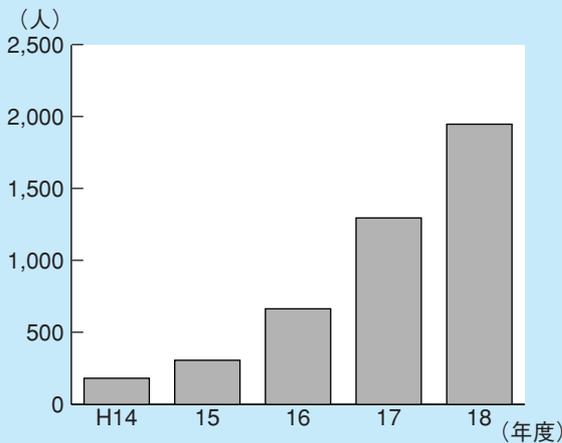
施策のねらい

農山村の持つ多面的機能を維持するため、環境と調和する農業、里山や優良農地の荒廃防止、野生鳥獣による農林業被害対策を推進します。

現状と課題

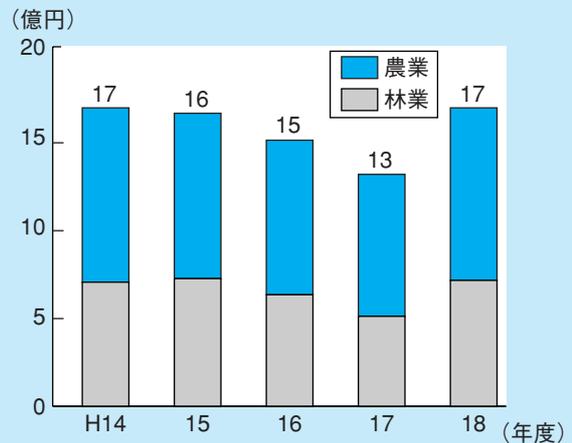
- 農山村地域は、水源のかん養*、国土保全、食料や木材の供給、美しい自然や景観の維持など、自然環境や人間の生存に関わる多くの機能を有しており、こうした多面的な機能を持続的に維持、発揮していく必要があります。
- 遊休農地の再生活用と発生防止や里山の保全、環境と調和した農業や地域資源の活用による地域活性化、野生鳥獣による農林業被害の防止が課題となっています。

エコファーマー*認定者数の推移



資料：農業技術課

野生鳥獣による農林業被害額の推移



資料：森林整備課

施策の展開

農山村の多面的機能の維持・発揮 (☞ p.155)

遊休農地の再生活用と発生防止や里山の保全、化学肥料の削減などの環境と調和する農業技術の普及、美しい自然や景観に配慮した基盤整備、特色のある地域資源の活用を通じて、農山村の多面的機能の維持・発揮を図ります。

- 環境と調和する農業の促進
- 遊休農地の再生活用・発生防止
- 里山の保全
- 地域資源の活用

野生鳥獣に負けない農山村づくり (☞ p.156)

野生鳥獣による農林産物被害対策として、農地と山林の間の緩衝帯整備などの集落周辺的环境整備や、農地への防護柵設置、野生鳥獣の科学的・計画的な個体数管理などを総合的に推進し、野生鳥獣に負けない農山村づくりを進めます。

- 野生鳥獣に負けない農山村づくり

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県民	エコファーマー*認定者数	182人	1,297人 (H17年度)	5,000人	販売農家に占めるエコファーマー認定数 長野県食と農業農村振興計画による。 [全国平均を上回る目標を設定]
県民	遊休農地の解消面積	—	—	2,930ha (H23年)	市町村が策定する「遊休農地解消計画」の農業的利用による解消面積 (ただし、耕作放棄地面積は毎年、農林水産省が行う調査において補正されることから、遊休農地解消の目標面積は変更される場合がある。) 長野県食と農業農村振興計画による。
県活動	ニホンジカの生息数	3万2千頭 ±1万2千頭	6万2千頭 (H18年度)	3万1千頭 (H22年度)	県内のニホンジカを適正生息数(科学的手法により推定)にするためのH22年度時点の目標値 特定鳥獣保護管理計画及び長野県野生鳥獣被害対策基本方針による。 ※H23年度以降の目標値は、次期特定鳥獣保護管理計画の策定に合わせて検討予定



セルリー減化学肥料栽培検討会



野生鳥獣被害を防ぐための防護柵設置の研修会

【用語解説】

- *水源かん養：森林や水田の働きにより、湧水や洪水を緩和して安定的に水が供給されること。
- *エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入（土づくりに関する技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術）を一体的に実践する「導入計画」を策定し、知事に認定された農業者のこと。